

「低周波音問題対応の手引書」の公表にあたって

2004年6月22日

環境省環境管理局大気生活環境室

手引策定の背景

近年、低レベルの低周波音に関する苦情が見受けられる。これらの苦情の多くは暗騒音が小さい静かな地域の家屋内において発生しており、すでに公表している「低周波音の測定方法に関するマニュアル」や「低周波音対策事例集」に記されている方法では対応できないケースも多くなっています。主な発生源は工場、作業場、店舗、近隣の家屋などに設置された設備機器等で、家屋内で観測される低周波音・騒音は20～200Hz程度の周波数域に主要周波数成分を持つものが多くみられます。

環境省は、このような苦情を的確に対応するため、(社)日本騒音制御工学会に委託し、同学会において平成14年8月学識経験者等からなる低周波音対策検討調査委員会が設置され、その対応について検討してきました。このたび、その結果が別途のように、固定発生源の低周波音問題対応のための「手引」、「評価指針」、「評価指針の解説」としてまとめられました。このなかで、従来の手法では対応の難しかった低レベルの低周波音に関する苦情に対処するための参照値が提案されました。

この検討に基づき、環境省はその主な内容を「低周波音問題対応の手引書」として公表するものです。

手引書の役割

本手引書は、地方公共団体における低周波音問題対応に役立ててもらうために作成したものです。手引書では、苦情申し立ての受付から解決に至る道筋における、具体的な方法や配慮事項、技術的な解説などを盛り込んでいます。

地方公共団体の低周波音担当者及び公害苦情担当者又は専門家においては、本手引書を参考としながら、地域の実情などを踏まえて適宜工夫を加えて活用していくことが大切です。

手引書の検証・改善

本手引書は、現時点での集積データをもとにしたものです。今後、全国の各地方公共団体で活用していただき意見や要望を踏まえ、その有効性や課題などを検証し、必要に応じてその内容等についてよりよいものにしていくことを目指します。

手引書の構成

本手引書は、低周波音問題対応のための「手引」、「評価指針」、「評価指針の解説」の3部構成になっています。それぞれの主な内容は以下の通りです。

低周波音問題対応のための「手引」

苦情申し立ての受付から、低周波音の聞き取り調査、測定、評価、対策検討までの流れに沿って、具体的な方法や配慮事項について記載しています。

低周波音問題対応のための「評価指針」

低周波音による建具等のがたつき、室内での不快感などについて苦情申し立てがあった場合に、低周波音によるものかどうかを判断する目安となる値（参照値）などを示しています。

低周波音問題対応のための「評価指針の解説」

評価指針の適用範囲、参照値の基本的な考え方、測定方法及び評価方法について解説を加えたものです。

手引書の使い方

まず、低周波音問題対応のための「手引」において記述されている低周波音苦情に対応する際の全体の流れや基本的な考え方を理解することが大切です。

続いて、実際の苦情申し立てがあった際に、それぞれの段階ごとのチェックリストを参考に丁寧に対応することが必要です。また、それぞれの技術力や内容に応じて専門家に助けを求めることも視野に入れながら、対応を進めていくことも重要です。

実際に測定を行った場合は、低周波音問題対応のための「評価指針」に示された参照値を参考に判断します。その際、低周波音問題対応のための「評価指針の解説」もあわせて参考にします。

なお、本手引書に示されている参照値は、苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断する目安として示したものであり、低周波音についての環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではありません。